

令和5年9月

各位

公益財団法人北海道農業公社

共同企業体の事務手続きについて

公益財団法人北海道農業公社は、課税事業者であることから、インボイス制度の下、仕入税額控除の適用を受けるためには「適格請求書」が必要となります。

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）の構成員の全てが適格請求書発行事業者であり、かつ、令和5年10月1日以降に請負工事代金を請求しようとする共同企業体については、所轄税務署へ下記のとおり事務手続きを行い、発注支所の業務農地課へ届出書の写しを提出してください。

記

1 適格請求書を交付するための手続き

「任意組合等の組合員全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」（第5号様式）に「任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類」（共同企業体協定書）を添付して届出する。

2 共同企業体が解散した場合の手続き

1の届出書を提出した共同企業体が解散した場合は、「任意組合等の清算が終了した旨の届出書」（第8号様式）を届出する。

（総務部管理課）